

警報による臨時休校措置について（暫定版）

午前6：30現在で、小野市に警戒レベル3以上の警報（大雨・河川氾濫）
警報（暴風・大雪・暴風雪）が発表されているときは、自宅待機とする。

午前10：00までに解除されなければ、臨時休校とする。

午前10：00までに解除されたときは、13：10までに登校し、午後の
授業に備える。

考査期間中は、午前6：30現在で、小野市に前述の警報が発表されている
ときは、臨時休校とする。臨時休校となった日に予定されていた考査は、休日
を除く、原則当初の考査期間最終日の翌日に実施する。

授業または行事が午前中だけの日（午後に授業も行事も予定されていない日）
も、考査期間中と同様とする。

補足

- 1 小野市には発表されていないが、居住地または通学経路地域に発表されている場合は、登校を控えること。
- 2 通学途中で、居住地、通学経路の地域、または小野市に警報が発表されていることが判明した場合は、安全第一で下校すること。
- 3 土砂災害警報に関しては安全が確保できないと判断できる場合は、登校を控えること。